特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和7年7月14日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な医療保険給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①資格管理（取得・変更・喪失） ②資格台帳管理（取得・変更・喪失） ③証等発行・交付（資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等） ④住所地特例・修学特例 ⑤保険給付等（療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等） ⑥レセプト点検・過誤・再審査 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により規定されたオンライン資格確認等に係る事務について、国民健康保険法に基づき「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」または「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」に委託を行い、委託先は以下の業務において取り扱う。 ①国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会は、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会の国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②支払基金は、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険被保険者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表24及び44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び及び主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48、69及び70の項 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ＜公金受取口座の給付業務＞ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条13項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課国保係
②所属長の役職名	国保年金課長

②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒379-0192　群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市　行政課文書法規係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市　国保年金課国保係

9. 規則第9条第2項の適用　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には原則4情報による照会を行うことを遵守している。また、いずれの局面でも複数人で確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	安中市情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の漏えい・滅失・毀損リスクに対して物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	Ⅰ 関連情報 1特定個人情報ファイルを取		・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法	事前	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅰ 関連情報 4情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠）	・番号法第19条第8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変
令和4年6月1日	Ⅰ 関連情報 1特定個人情報ファイルを取	・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法	・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和4年1月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和4年1月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	事後	
令和5年1月4日	Ⅰ 関連情報 3個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の30及び101の項	事前	
令和5年1月4日	Ⅰ 関連情報 4情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第8号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	・国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な医療保険給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①資格管理（取得・変更・喪失） ②資格台帳管理（取得・変更・喪失） ③証発行・交付（被保険者証・資格証明書・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等） ④住所地特例・修学特例 ⑤保険給付等（療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等） ⑥レセプト点検・過誤・再審査 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により規定されたオンライン資格確認等に係る事務について、国民健康保険法に基づき「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）」または「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」に委託を行い、委託先は以下の業務において取り扱う。 ①国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会は、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会の国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②支払基金は、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理	・国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な医療保険給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①資格管理（取得・変更・喪失） ②資格台帳管理（取得・変更・喪失） ③証等発行・交付（資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等） ④住所地特例・修学特例 ⑤保険給付等（療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等） ⑥レセプト点検・過誤・再審査 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により規定されたオンライン資格確認等に係る事務について、国民健康保険法に基づき「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）」または「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」に委託を行い、委託先は以下の業務において取り扱う。 ①国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会は、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会の国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②支払基金は、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30及び101の項	・番号法第9条第1項及び別表24及び144の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 42、43、44及び45の項 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106及び121の項	・番号法第19条第8号及び及び主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48、69及び70の項 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座の給付業務>	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業		十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る積極的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には原則と情報による照会を行うことを遵守している。また、いずれの局面でも複数人で確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追記
令和7年4月1日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 安中市情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の漏えい・滅失・毀損リスクに対して物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。 これらの対策を講じているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追記